

入札告示

札幌市告示第 3818 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 9 月 13 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市都市局建築指導部管理課事務係（電話 011-211-2859、FAX 011-211-2823）

2 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量 建築指導部共用連絡車借受 1 台

(2) 借入案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日及び借入期間

ア 納入期日 令和 7 年 3 月 3 日

イ 借入期間 令和 7 年 3 月 3 日～令和 12 年 2 月 28 日

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 納品場所 札幌市役所本庁舎を予定（札幌市の指示に従うこと）

(5) 入札方法 月額で行う。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加の停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 本告示に示した物品の納品が十分に可能な者であること。

(7) 業務を担当する事業所（本店・支店等）が札幌市内にあること。

4 入札参加条件

(1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類）を下記のとおりに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 提出場所

上記 1 に同じ

(3) 資格書類提出期限

令和6年9月25日(水)15時00分(必着とする。)

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ

また、入札説明書は札幌市都市局建築指導部ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

【ホームページ URL】

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/keiyaku/241001ippankyousounyuusatu.html>

(2) 入札書提出期限及び場所

令和6年10月1日(火)15時00分(必着とする。)

上記1に同じ

(3) 開札の日時及び場所

令和6年10月1日(火)15時00分

上記1に同じ

※入札者を一堂に会して行う入札ではないので注意すること。

(4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時までに、送付又は持参にて提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。